

所管部課	企画財政部 企画政策課		部長	神山 尚	
件名	東大和市パブリックコメント実施要綱の一部を改正する要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会			
<p>1. 要 旨</p> <p>パブリックコメント実施時の意見提出方法については、現在、窓口及び郵送での書面やファックス、電子メールとしているが、市民等の意見提出機会の拡充と利便性の向上を目的として、新たに電子申請システム（L o G o フォーム）による提出方法を加えるため、「東大和市パブリックコメント実施要綱」の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第6条第2項第5号に「電子申請システムによる提出」を追加する。</p> <p>(2) 施行日 令和4年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 新たな意見提出方法を追加することで、市民等の意見提出機会の拡充と利便性の向上を図ることができ、開かれた市政運営の推進に資することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年6月 1日 L o G o フォームの運用開始 令和4年9月22日 電子申請システムによる提出方法の追加を決定（市長決裁）</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>要綱の一部改正に伴い、「東大和市パブリックコメント実施要綱解説」についても一部改正を行う。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めるとともに、実施機関に対して報告したい。 ・ 改正後、要綱及び要綱解説をグループウェアにて職員に周知する。 					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。